

Google, Kindle, iPad 時代の図書館と著作権制度

山本 順一

中村先生：こんにちは、今日は同志社大学の図書館司書課程・学校図書館司書教諭課程主催の年に一回の特別講演会ということで、桃山学院大学から山本順一先生にわざわざこんなお時間なんですけれども、おいで頂くことができました。

演題は『Google, Kindle, iPad 時代の図書館と著作権制度』というタイトルでお話させていただきます。実は私は先にちょっとスライドをこっそり見せてもらったのですが、大変興味深い内容でした。私 iPad とか Kindle とか、まだぜんぜんついていけないので、その辺りから魅力的なご紹介があって、お話をうかがえると思っております。これから山本先生のご紹介を宇治郷先生にして頂きます。山本先生には、一時間程度お話を聞いた後、30分程度の質疑応答を考えております。

これからのご講演の中にその30分の時間で聞きたいことが出てくると思うんですけれども、ぜひメモをとって、自分の中で聞き流さないでメモを取っていただいて、積極的に一時間後ですね、手を上げてご発言頂ければと思います。ぜひとも最後に、今日の御講演から学んだことを整理して、今日の出席票に皆さんのお考えになったことと共に整理して提出していただきたいと思います。

じゃあ山本先生のご紹介を宇治郷先生からお願い致します。

宇治郷先生：はい、中村先生、御苦労さま。山本先生の紹介ということなんですけど、まあお互いに30歳代の頃からの付き合いなんですけど、図書館（文化）史研究会ということで、お互いに30代に初めてご一緒しまして、私は図書館史研究の枠からはみ出せなかったんですけれども、山本先生はもうオールラウンドでですね、いろんな学問、図書館学、それから著作権、情報法と色々な学問分野に研究を深められています。また、図書館界でも大御所の一人ということで、今日同志社にお迎えすることができました。

実は、本学の図書館司書課程と、司書教諭課程においても、著作権の話について、担当の先生方には授業でも簡単には触れて頂いていると思うんですけれど、まとまった著作

権の話というのはちょっと手薄になっているんじゃないのかということを考えていました。私の授業でもなかなかこの著作権の話に踏み込めなくて、ぜひ一度、専門家を呼んで、と二、三年前から思ってたんです。やっと今日実現することができました。

山本先生は、著作権だけではなくて、学校図書館の研究書も多いんです。実は今日は山本先生の著作をNDL-OPACで調べてきましたら、共著書も含めて27冊の図書が出てきました。論文はもっと多いんじゃないかと思うんですけど、著書だけ、単著、共著書、編著書27冊あって、あらためてですね、学問の広さにびっくりしたんです。学校図書館のこともやられてますけど、レファレンスの本も出されてますし、それから公共図書館の翻訳書もあります。それから図書館行政についての本もあるということで、もうオールラウンドですよ。

それから特にメディアですね。メディア関係について、非常に多く何冊も本を出されていて、その辺でも、今日のことと関係してくるのではないかと思います。じっくり話を聞いて最後に積極的にどんどん質問してほしいなと思います。

簡単ですが、紹介でした。

1. はじめに：最近の話題から

山本先生：こんばんは、山本でございます。いま宇治郷先生から過分なご紹介をいただきましたが、大した話はできませんので、期待しないでくださいね。

皆様今日は。

中村先生から、質問の時間をとって、一時間でしゃべれというふうに言われました。

今日は、図書館と、図書館サービスを中心にしながら、著作権制度、特に日本の著作権制度の全体のイメージを持ってもらうということを目的としてお話しをしようと思います。

「Google, Kindle, iPad 時代の図書館と著作権制度」と仰々しいタイトルでのお話となります。この新聞記事（2010年5月20日付各紙）は、iPad、です。お持ちの方います？図書館でも貸出しをしているところがあるとのこと。あ、そこの方が持たれていますね。

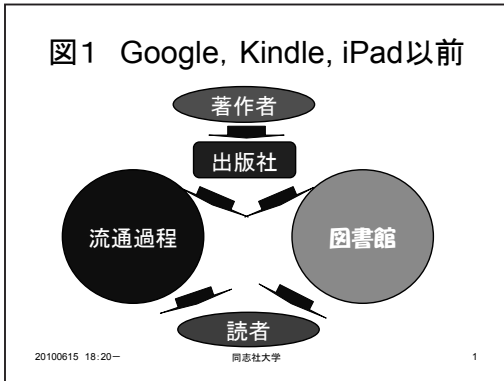
そういう時代ですよ。iPad、大騒ぎです。つい最近、京極夏彦さんが、新作をiPad

を使って公表するという事件もあって、電子書籍の価格は紙よりも安いとのこと。これまで『本を読む』というふうと言われてきましたが、別に本を読むんじゃなくて、テキストを読んでいるわけです。これからは次第にこういった iPad、Kindle あたりで読むようになるんだろうと思います。

最近の動きとしては、さらにグーグルブック検索、ご存じだと思います。日本でも半可通なまま大騒ぎをしていました。アメリカの国内法と日本の国内法は違うのですが、いろんな方が話をしているのを聞いていると、なんかアメリカの著作権法での問題と、日本の国内法とをごっちゃにしている方が少なからずいられたように思います。

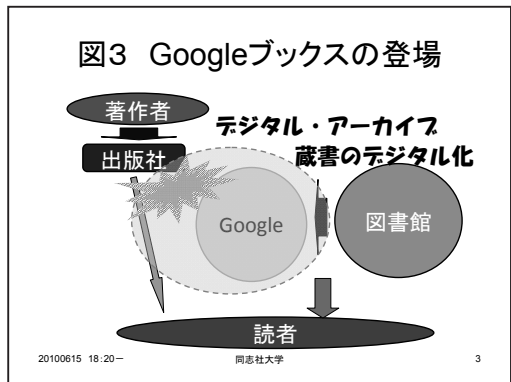
それはともかく、世界の主要な図書館の蔵書をスキャンして、それを提供するという試みです。時代はここまで来ています。

一方、我が国会図書館、宇治郷先生がいられた国会図書館であります。国会図書館でも、蔵書のスキャンだけではなく、電子書籍の収集ということで、デジタルコンテンツの収集に踏み込むという報道がなされ、紙媒体の図書や雑誌から、次第に、電子図書、電子ジャーナル、デジタルコンテンツの方向に動いています。



著作者が原稿を書いて出版社にお渡しをして、複製権の許諾ということになります。取次ぎを通して小売書店を通過して、読者の手に渡る。あるいは図書館の方に受け入れられる。こういう形で、著作物の複製である図書等が流通していたわけです（図1）。

それが Google, Kindle, iPad で、これまでの本を読む、雑誌を見るという時



代になりつつあります。流通、権利者の配置等を考えますと、大体こんな図になります（図2）。

Google books の場合はどうかというと、従前の図書の流通はこちらのほうで、従来通りに残っているわけです。従来通りの書籍の流通があるわけですが、世界の大きな図書館の蔵書、その中に日本では慶応義塾大学の蔵書があるわけですが、グーグルがスキャンしたわけです。蔵書をスキャンすると、デジタル化ということになるわけですが、デジタル化したものをオンラインでユーザーに提供するような仕組みです。著作権が切れていれば、現物がそのまま全て見れるという状況が実現しているわけですね。

それで著作権が残っていれば、どこの図書館にありますよ、購入するためにはこういうかたちで購入できますよ、というようなことが出されているわけでありまして。ここで、従来通りの流通と、この著作権の切れていない著作物のスキャンしたものとの間で葛藤が生じているというのがいわゆる、Google books 騒ぎであります（図3）。

いずれにしてもデジタルアーカイブというものがここにできあがってくるわけでありまして。

雑誌論文については、著作物の代表であります、次第に紙媒体ではなくデジタルの方向に動いていることはまず間違いのないわけです。著作権制度もデジタルコンテンツの著作権制度という方向に動いているということになります。

Kindle や iPad の場合どうかというと、ざっくり見ていきますが、著作者が出版社を通じて、読者に、本を届けるという流通があるんです。さっきの京極さんのものも、紙媒体の本は、従来通り発行されていて、一方で iPad で流すというかたちになるわけです。

問題は、最近電子書籍に関わる本が何冊か出されていますが、どれを見ても、著作者が Kindle とか iPad、iStore を使って、直接自らの作品を売り込んで、それで読者に届けるセルフパブリッシングの方向に向かうんだ、というふうに言われています。従来、出版社はフィルタリングの役割を果たしてきたわけですが、今後どうなるのかというふうな。あるいはこのあたりに新たな著作権ビジネスが発生するという言い方をする人がたくさんいます。

いずれにしても今お話をしましたように、従来の、著作権ビジネスは、このデジタル化、デジタルネットワーク社会の進行の中で確実に構造不況業種になりつつある。御承知かと思いますが、この中で出版社に就職したいなと思っていけばよした方がいいと思います。従来通りの出版産業というものは、ビジネスモデルとしては、これからはなかなか維持しにくい。土建屋が構造不況業種としては早かった。次が大学、18歳人口が減る中で、私たちが禄を食んでいる大学という産業も、構造不況業種ということでありま

すが、時代が変化していくに従って構造不況業種というものがどういう形で消えていくのか、あるいはどういう風に残っている既成ビジネスが生きながらえていくのかということが問われているのです。著作権制度のあり方と大きくかかわっているのですが、産業構造の更新を妨げるということであれば不幸です。

最近の著作権法の改正に関して一言だけ触れておきたいと思います。日本では文部科学省の外局の文化庁が著作権制度を所管しているわけですが、情報通信技術の発展に伴って、最近では著作権法が年々再々改正されています。昨年著作権法が改正され、今年（2010年）1月の1日から施行されました。

このときさきほど申しあげた、国立国会図書館における所蔵資料の電子化ということで、現在国立図書館が所蔵しているものだけではなくて、新たに法定納本されてくるものも全てデジタル化していく方向に改正されました。著作権制度がそれを許容したわけですが、出版ビジネスがその実現を阻んでいます。一方、障がい者に関しては、かなり優しい仕組みが著作権制度には整いつつあります。

今年発効した著作権制度の改正はおおむね三本柱からなっていて、‘インターネット活用の著作物利用の円滑化’というのは、サーチエンジンをこしらえるときにロボット、スパイダーともいいますが、サイバースペースに浮かんでいるデジタルコンテンツを全てをコピーして、ほんとうは全てはないんですが、いわゆる Web 情報空間の上っ面をコピーしてまわるわけです。そのコピーしてため込んだものをインデキシングして、使えるようにするというのがサーチエンジンです。その途中で色々な複製が発生しますので、それらの半ば不可避免的に発生する複製を適法化しようというのが一つの動きです。また、この中にもいられるかもしれませんが、ネットを楽しむ場合、ネットオークションを利用する場合に、どういう商品かわからないことにはオークションにも参加できませんから、サムネイルを作るのは構いませんよとか、インターネットを利用するときについてまわる、半ば不可避免的な複製物の生成については、これを適法化しようというのがひとつの柱であります。

それから‘違法な著作物の流通抑止’とはどういうことかという、従来は、違法な複製物がネットに上がっていて、それと知っていて、ダウンロードして、自分一人楽しんでるというのは、実は著作権は第31条ですけれども私的複製にあたり構わないとされていたのですが、それが「だめだ」となったのです。違法複製、違法コピーだと分かっているダウンロードしちゃだめなんだ、ということになったわけね。

それからさきほど申し上げましたように、後ほども触れますが、図書館に絡めていうと、障がい者サービスということで、著作権制度は大きく譲歩したということがあります。

2. 著作権制度のアウトライン

このような最近の著作権制度の動きがあるわけです。最近の著作権制度の動きを理解する、あるいは図書館と図書館サービスというものを中心に著作権制度を理解するという場合には、基本的なところから理解をしてもらわなければなりません。

‘著作権制度のアウトライン’ですが、『著作権』といったときには、著作物の存在が前提になるんです。だから著作物でなければ著作権は存在しなくて、第三者はそれを自由に使えるということになるわけです。単なる事実やデータ、数式等、そういった特定個人の思想または感情が創作的に表現されていないものは、著作物ではありませんので、著作権というものを意識せずに自由に使えるということになるわけです。ところが、‘著作物’というのは、今申し上げましたように、これは国際的な定義であります。『思想または感情が創作的に表現されたもの』が著作物でありまして、特定個人が考えた、感じた、真似ずにこしらえた、これが著作物であります。

ということは、著作物は特定人格の流出物でありますから、『あの人らしい作品』ということになればそれは著作物ということになります。この著作物については、創作者、クリエイターに対して著作権という独占的な権利が認められることになります。排他的、独占的な権利が発生するということでありまして、第三者が特定個人の創作した著作物を利用しよう、複製しようというときには許諾を得なければならないという仕組みになるわけです。許諾を得るといえるときには、人間は欲の皮の突っ張った動物でありますから、「使わせてあげるよ、だけどお金ちょうだいね」ということになるわけなんです。だから著作権もまた知的財産の一つ、経済的な価値を持つということに、なるわけなんです。

著作物、これまで個性的な作品は著作物だ、という言い方をしたのですが、実は個性的な作品と言った場合にはいくつかの種類、メニューがあるんですね。これは国によって定め方が違うんですが、日本では著作権制度で9種類の著作物というものを定めています。

一つは、冒頭から Google とか、あるいは Kindle、iPad の話をしていますが、言語の著作物、代表的なものはいわゆる本です。それから音楽の著作物、舞踊または無言劇の著作物、美術の著作物、建築の著作物、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、そしてプログラムの著作物。この9種類の著作物が日本の著作権制度では定められています。

国によって違うと言いましたけれども、例えば、実は日本では建築の著作物というのを一つの著作物の種類として挙げていますが、フランスでは、エッフル塔なんかそうですけれども、あれは美術の著作物に含まれるということになっています。国によってこの著作物の種類の定め方が違う。日本は9種類と定めています。

図4 著作物の種類:日本では

①言語の著作物 ②音楽の著作物 ③舞踊または無 言劇の著作物 ④美術の著作物 ⑤建築の著作物	⑥図形の著作物 ⑦映画の著作物 ⑧写真の著作物 ⑨プログラムの著 作物 ⑩その他
---	---

相互排他的ではない。オペラ、ゲームソフト...

20100615 18:20- 同志社大学 4

どうしてこの9種類にカテゴライズするのかというと、実は著作物、作品がこの9つのどれに当たるかによって実は、法的な保護の在り方が違う、ということなんです。

建築の著作物の話をしましたが、建築の著作物はこの同志社の校舎もそうですが、個性的な建築構造物がたくさんあります。そこには、設計者の個性が表れているということです。ですから、同志社の校舎は見事な建築の著作物です。そうすると、当然、それをデジカメで撮る、ということになりますと著作権侵害ということになりそうですが、目に入ってしまう、見ちゃうんですね。何気なく、デジカメを持っていると撮影しちゃうというものでありますから建築の著作物は、実は、何気なく写真(=複製)を撮っても大丈夫ということになっているんです。ほかの種類の著作物でそういうことをやると、例えば室内にある現代美術の著作物で写真を撮ると上手くないということになるわけです。どの種類の著作物にあたるかによって法的保護のあり方が違うということになります。

この9種類以外にも‘その他’というのをあげておきました。9種類のほかにも個性的な著作物が認められる余地があるということを行っているんです。ひとつだけあげておきます。たとえば、パリコレとかミラノコレクションを思いうかべて下さい。スーパーモデルがふつうのおねえさんだと決して似合わないケバイ服をきて、小間物をたくさん身につけてお尻を振りながら舞台を歩きます。あれはデザイナーの類まれない個性をあらわした著作物ですが、9種類のどれかに押しとどめることはできません。

それからこの9種類ですが、実は相互排他的ではありません。例えばオペラというのは当然舞台で言語を発しているわけですから、言語の著作物にあたる場所もあります。また、歌っておりますから、音楽の著作物にあたる場所もある。あるいは舞台上で踊りますから舞踏の著作物にもあたる場所もある。ということはオペラというものはとらまえた部分部分によってこういった著作物の種類が複合的に保護されているものということになります。ゲームソフトも同じであります。コンピュータープログラムの著作物でもありますし、これに動画が入っていれば映画の著作物ということにもなります。

このような著作権制度であります。先程国によって違うという話をしました。現代社会はこれだけ人、物、金、情報というものがボーダレスに動いているわけですから、国境を超えた途端に仕組みが違う、制度が違うということでは、外国とお付き合いしにくくて仕方がない、ということになりますよね。ということで国際的な、グローバルな、ミニマムスタンダードとして、ベルヌ条約というものがあります。

このベルヌ条約というのは、フランスの文豪というよりも政治家ヴィクトル・ユーゴーなんかが大活躍してできたものです。1886年に当初は10カ国。2011年9月現在164カ国、ほとんどの国々地域が、このベルヌ条約に加盟しています。

そのひとつの大原則は内国民待遇ということであります。ベルヌ条約に入っていれば、外国である加盟国において、その外国の国民が保護されているのと同じレベルで自分の国の国民も保護される。例えば、アメリカは1989（平成元）年にベルヌ条約に加盟しましたが、アメリカの国民の著作物は日本において、日本の国民と同じようにアメリカ人のこしらえた著作物は、法的に保護されるということになります。それが内国民待遇です。

あと、無方式主義、これが一番質^{たち}が悪いのであります。大体的財産権と言ったときには、本当に知的創作物、あるいは法的保護に値するものかということ、どこかのお役所がチェックをするという仕組みを持っているのが普通であります。

発明に関して特許権というものがありますが、自然法則に従った、高度な技術思想ということになります。それは特許庁というお役所がしっかりとチェックをしてから認めて下さるということになりますし、農林水産植物の新品種にかかる育成者権の場合も、本当に権利が認められるかどうかは、農林水産省のチェックをしたうえであります。

ところが、この著作権というものは、一切、権威あるお役所のチェックが入らないというもので、作ったとたんに著作権が発生してしまうというとてもないものなんですね。しかも、発明というものは誰でもできませんけれども、あるいは育成者権という植物新品種に関わる知的財産権も、その場合には公立の農業試験所や民間の種屋さんとか、一生懸命苦労しながら取り組むわけですが、この著作権の場合は上手下手関係なしでありますから、幼稚園児の書いたへたくそな文章とかあるいは絵まで『あなたらしいね』ということになると、著作権が発生してしまうというものなんです。

このような内国民待遇とか、無方式主義と言った大原則、これが、世界の著作権制度の基盤をなしているということになります。ベルヌ条約、さらにはその20条を根拠とする WIPO 著作権条約とか、いくつかの関係条約が、世界各国の著作権制度の基盤になっていますが、具体的に動いている著作権制度は国によって微妙に違います。国の実情によっていくらか異なるのです。

3. 著作権制度のしくみ(1)：権利者を中心に

日本の場合はどうかということで、見ていきますが、まず権利者を中心に見ていこうと思います。著作権と言ったもの、著作物をこしらえた著作者に著作者の権利が認められるということですが、実は日本の著作権制度では、著作者に対して二種類の権利を認めているんです。

『あの人らしい著作物』、あの人らしい著作物を保護するわけでありますから、人格的な利益を保護するということになりまして、それを‘著作者人格権’と言っています。著作者人格権に関しては公表権、公表するかしないか、を自ら決定する権利です。それから氏名表示権、自分のこしらえたものを戸籍名で公表するのか、あるいはペンネームで公表するのか、あるいは名無しの権兵衛にしてしまうのかを決定する権利。それから特定人格の流出物でありますから、勝手に第三者の改変を許さないということになります。それを同一性保持権と言います。それから、特定の人格の発露したものでありますから、人間にはプライドとか名誉という、どうでもいいようなものがありますけれども、そういったものも保護されるということになります。

この著作者人格権というものは、当然特定人格に緊密に繋がっているものでありますから、一身専属的でその人と運命を共にすることになります。これから触れます著作財産権、著作権は譲渡、移転、相続することができますが、これを著作権変動ということがありますが、一方の著作者人格権は著作者に残ったままということになります。著作者人格権の不行使特約は可能であります。

いわゆる狭義の著作権というのはひとつの財産権ですから譲渡可能です。権利を保持したまま、ライセンス（使用許諾）することもできます。

出版物に関して言いますと、文科系の図書とか論文は、それを書いた著作者に、権利が残っていることが多いのですが、いわゆる STM、すなわち Science, Technology and Medicine（科学、技術、医学・生理学など）ですが、そういった分野に関しては、雑誌に限らず図書の場合も出版社に著作権が移転していることが多いのです。

共著の場合は、著作権は共有ということになります。何も約定がなければ二人で書くと、著作権は原則的に二分の一ずつ、共有の持ち分になります。著作物は9種類に分類出来てどれに分類されるかによって法的保護のあり方が違うという話をしましたが、この著作権というのは、著作物の利用をコントロールする権利でして、著作物の種類と著作物の利用のされ方によって、細かな権利というものが定められているんです。

この細分された権利を支分権 (subdivision) と言います。例えば、口述権で行きましょ

**図5 著作権・公衆に向けて
支分権の束 ⇒ 著作権者が独占**

①複製権 ②上演権・演奏権 ③上映権 ④公衆送信権 ⑤口述権(朗読) ⑥展示権	⑦頒布権(映画の著作物) ⑧譲渡権 ⑨貸与権 ⑩翻訳権・翻案権 ⑪二次的著作物の利用に関する 原著作者の権利
--	---

権利者が有形、無形の複製(実形を含む)、流通をコントロール

譲渡も出来るし、相続も、使用許諾(ライセンス)も

20100615 18:20- 同志社大学 5

うか。これは朗読なんです。朗読といっ
たときには、朗読できるのは何かとい
と、言語によって書かれているから朗読
できるということになるわけですね。小
説とか、脚本とか、あるいは詩歌とい
ことになりませんが、そうすると、言語の
著作物に対しては、口述権という支分権
というものがあるんです。一方、言語の
著作物に限らず、舞踊の著作物にしても

そうですし、ほとんど全ての著作物の種類に関して、複製することが出来ます。録音録
画できる。複写機でもってコピーがとれちゃう。ということはこの複製権というのは極
めて広範な、様々なほとんどすべての著作物に効いてくる権利ということになります。

上演権・演奏権、というのは上演権とは基本的に脚本が前提ということになりますか
ら、言語の著作物。演奏権は音楽の著作物に関する支分権ということになります。この
ように著作物の種類、あるいは利用の形態によってこのような、11種類の権利が定めら
れています。これらそれぞれの支分権を許諾をする。許諾をした場合には、有償無償で
許諾する、ある場合には、権利者に大金が入るということになるわけです。

余計なこと言うと、この頒布権というのは映画の著作物の場合だけです。これは劇場
用映画の配給制度が前提になっているんです。映画というのは製作にすごくお金がかか
りますので、作ると言った途端に配給会社等からお金を集めて、どこで上映をして、ど
ういう映画フィルムの使い方をするのかということを決めたりしますので、そういった映
画特有の仕組みから、譲渡と貸与を一緒にした頒布権というものが制度化されています。

いずれにしても、この著作権というのは、著作物の有形無形の複製、有形というのは
物理的な形があるわけです。ゼロックスでコピーするなんかそうですけど、あれ写真に
撮ることと同じですよ。無形の複製というのは舞台上で演じるようなものです。有
形無形の両方の複製があります。それから流通をコントロールするという事で、譲渡、
貸与、あるいは公衆送信、こういった著作物とその複製物の流通をコントロールする、
こういったことを本体とする権利が著作権ということになります。

譲渡もできますし、相続もできる。使用許諾(ライセンス)もできるということですね。

それから著作権がどういふときに効いてくるかということ、皆さん方が、今日の私の話
を聞きながら、「大した事ないな」と思って何気なく、自分の好きな曲を口ずさんでい
るという場合には、著作権は効いてきません。著作権が効いてくるというのは、私のお
話が済んじゃった、今日の私のしょーもない話が済んだということで、みんなでカラオ

ケボックスに行く。カラオケボックスに行きますと、自分の好きな曲をそこで歌ったというときには、不特定多数の人達が集う場所で歌っているわけでありますから、著作権が効いてくる。演奏権ですけれども。

というように基本的には著作権といったときには、公衆、公に、その著作物を利用したというときに効いてくるもので、一人密やかに利用している、適法に入手した著作物あるいはその複製物を密かに利用しているというときは、著作権は効いてこないということです。著作権者の許諾を得なくていい、自由勝手に使えるということになるんです。

この『公に』といったときに、実は日常用語としての“公に”とは違うんですね。独特の概念をもっています。実はこの著作権の追及を受けるという場合の、『公に』と言うのは不特定多数も入りますが、実は不特定多数だけじゃないんですね。

文化庁の人たちの書いた加除式の解説書などを見ると、実は著作権法では、ここの70人位の参加者ですと、下手をすると著作権が効いてきかねない。第三者のこしらえた著作物を利用すると言った場合、明確な数字はないんですけど、特定多数の場合には資料を複製し配布すると、著作権の追及を受けかねないのです。だから法学部の憲法の授業とか、教室に300人位学生が入っているというときに教材をコピーしてばらまいてもいいかという、複製権侵害ということになりかねない。個人的にはおかしな話だと思っていますが。

今言ったのは特定多数です。

不特定多数、人数が限られているんだけど多いという特定多数の場合には‘公に’ということに著作権法上はなり、著作権侵害とされる可能性があります。

もっとおもしろいのは、不特定小数。どこかの市民会館などで現代的音楽の演奏会を開催し、入場料金が100円、来た聴衆が一人だったという場合も、‘公に’演奏したということになってしまいます。演奏権の追及を受けるのです。著作権制度を所管している文化庁も何人から多数というのはわからないのです。いい加減な法律です。

今日は詳しく話をしないことにしますが、著作物の価値を決めるのは、実は著作物の存在だけではないんです。例えば、私が歌を歌っても、その歌は全然世の中にその歌の素晴らしさは広がりませんけれども、亡くなられた美空ひばりが歌うと、日本国民全体に感動とその歌の素晴らしさが広がるということになるわけです。

同じようなことは放送とか、レコード製作にも該当するわけです。このように世の中に素晴らしい著作物を広める人や企業にも著作権に準じた権利を認めようという制度があり、これを著作隣接権と総称しているんです。

この俳優だとか演奏家、歌手などの実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者の権利、有線放送事業者の権利の4種類の権利を総称して著作隣接権といいます。そ

れぞれ保護のされ方が違いますが、著作権に準ずるものとして著作隣接権と総称されています。今日はこれ以上は触れません。

著作権の存続期間ですけれども著作者の死後50年まで。自然人がこしらえた場合には死後50年まで存続します。日本では、死後50年ですけれども、欧米では死後70年ということにしているところが少なくありません。それから法人著作物の場合には、職務、お仕事でもって著作物を作成した場合には、原始的にその組織とか団体が、著作権の法的主体になりますので、そういった場合には著作権の存続期間は公表後50年ということになります。ですから『同志社大学100年史』というものがあつたとしますと、職務として皆が書いたということですが、同志社大学がこしらえたということになり、公表後50年となります。同志社の先生方が論文を書いたときには、自然人が書いているので、死後50年ということになるわけです。映画の著作物は、外国と対抗するために公表後70年になっています。こういった存続期間が経過してしまうと、みんなが使える、公有（パブリック・ドメイン）になるという仕組みです。

著作隣接権は公表後50年です。著作権については、これまで、著作権というものは、著作者に強力な権利を認めている制度だと言ってきたわけですが、実は、特定の公共的、公益的な著作物の利用については、著作権者の権利の主張を抑えようという仕組みが内蔵されているんです。

4. 著作権制度のしくみ(2)：公正な利用

日本の場合、著作権法の1条の目的規定に書かれている通りですが、著作者の利益と、この公共的な利用、公正な利用のバランスを取ろうということになっています。素晴らしい著作物を上手に使いながら文化の発展、文化の向上を図るということなんですね。日本の著作権制度においては、著作権、著作者の権利の主張を制限する場合が具体的に列挙して定められております。ところが、おそらく、ここ、1、2年のうちに、日本でも実施されそうな動きにあるのが、‘フェアユース’の定め、現在、文化庁がパブリックコメントを実施していますが。一個一個、このようなときには自由勝手に使っていいんだよと言うふうに定めるんじゃなくて、権利者側に大きな、経済的な利益の侵害がなく、形式的な意味での侵害しなくて、しかも公共的、公益的非営利無償の用途等に使われるというふうな場合には、ご自由にお使い下さいという公正使用の法理、フェアユースというのがあります。現在、その主として英米で育った考え方を日本では導入しようとしています。方向としてはほぼ固まったようであります。

従来は、日本の制度ではそのような一般的な著作権者の権利主張を抑えようという仕組みを持っていないのです。現行法では、30条以下のところに、こう言った場合には、自由に著作物を利用できるんですよというのが定められてあるんです。種々様々な場合に、著作権の主張を抑えて、自由にその著作物を使わせるという仕組みが著作権制度に埋め込まれているということになります。

図6 著作権制限規定(1)

1. 私的使用のための複製(私的使用の法理)
2. 図書館等における複製(図書館の特権)
3. 引用(引用の法理)
4. 教科用図書等への掲載
5. 教科用拡大図書等の作成のための複製等
6. 学校教育番組の放送等
7. 教育機関における複製
8. 試験問題としての複製
9. 点字による複製等
10. 聴覚障害者のための自動公衆送信

20100615 18:20- 同志社大学 6

図7 著作権制限規定(2)

11. 営利を目的としない上演等
12. 時事問題に関する論説の転載等
13. 政治上の演説等の利用
14. 時事的事件の報道のための利用
15. 裁判手続、特許・薬事に関する手続等における複製
16. 情報公開法等による開示のための利用
17. 放送事業者等による一時的固定
18. 美術の著作物等の原作品の所有者等による展示
19. 公開の美術の著作物等の利用
20. 美術の著作物等の展示にともなう複製
21. プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等

20100615 18:20- 同志社大学 7

いくつか見ておきます。私的使用、私的複製の法理というのは、日本の著作権法では30条1項ということになります。『個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときには使用するものを複製することが出来る』ということは皆さん方がお金を出して、きちんと著作物もしくはその複製物を買ってきた場合には、それを自分のために録音、録画、複製することができる、ということになるんです。それは自分のためだけではなくて、親、兄弟、親しいお友達、そういった個人的な結合関係の強い場合にはOK なんですよというかたちになっているんです。ただ、デジタルネットワークの時代ですと、Eメールで特定のお友達に添付ファイルで、複製を飛ばすのは構わない、それはセーフですけども、一定の数以上の参加者がいるメーリングリストとか、開かれたメーリングリスト、BBSなんかにその著作物の複製を書き込む、アップロードするというのは、うまくないということになるんです。

また、コピーのプロテクト、コピーガードは外せないのです。いくら私的複製だとしても、コピーガードははずせないですよというかたちになっています。

それからから皆さんがレポートを書くときなんかもそうですが、先人の素晴らしい著作物を、自分のレポート、論文の部品として使うということで、鍵カッコ(「」)でくくったり、引用する場合には、公正な慣行に従って出所の表示など、一定のマナーを守っていけば、その部品として利用する著作物の一部を勝手に複製しても構わないのです。自分のレポート論文の中に第三者の著作物の一部をコピーして貼り付けても大丈夫ということですよ。これが引用です。明瞭にその引用した部分と地の文章が区分されているとい

うことが大切です。

それから付従性というのは、地の文章の方が長くなければいけない、引用した部分よりも自分自身の表現が多くなければいけない、全体として自分自身の固有の表現物でなければならないということなんです。

次は著作権法35条です。これも制限規定の一つではありますが、学校の授業、ここでいう学校は、小中高大学だけではなく、社会教育も、継続的なプログラムとして実施されている場合には、これに該当するのです。その場合には、教材、あるいは教育の過程、授業の過程で利用、複製する著作物というのは、教師および授業を受ける者は自由に、この場合は双方向の教育をイメージしていますが、公表された第三者の著作物を複製することができるということです。

5. インターネットと著作権制度

それからインターネットのことについて少し触れておこうと思います。著作権は、複製のコントロールですけれども。デジタル化と言ったときには複製が迅速容易、しかも電気代しかかからないということですから、従来の複製技術からすると、格段に安価低廉なコストで複製ができちゃうということです。しかも複製劣化しない。経年劣化はするんですが、複製劣化しないということで、オリジナルも複製もまったく同じものができあがります。

これがネットワークにつながっているわけですから、地球の裏側からもアクセスできます。複製物が限定された関係、空間の中で、作成され遣り取りされるのではなく、グローバルに複製が拡散してしまうという構造になっているということです。ということは、著作物がこのデジタルネットワークに放り込まれれば、コピーガードがかかっているか、あるいはコピーガードをはずせば、複製というものが無限に享受できるというのが、実は現在のデジタル・ネットワークの世の中ということになります。要するにもうスーパーコピー社会なんですね。情報共有という言葉を使うこともあります。方向としては間違いなく、科学技術の進歩によって複製物を、できるだけ広く共有するという仕組みが広がりつつある。その中で、著作権の主張があるところに関しては、聖域のごとく残されなければならないという仕組みになっているんですね。その理由としては、さっき映画の話をしましたけれども、ものすごく大きなお金を投入しないとオリジナルが作れない。しかも著作物の中にはごそごそとこしらえるんじゃなくて、長い時間をかけて多くの人たちが共同して作らなきゃいけないものもあります。そうすると、そこに投入された、経費というものを回収し、しかも一定の利潤を得て、さらに素晴らしい著作物を作るという方向に仕組みなければいけませんから、こういったスーパーコ

ピー社会の進行に合わせて、著作権制度というものをどういう風に制度設計、構築していくかというのが、実は大きな課題になっていて、年々歳々改正されてるというのが、現在のこのような状況にあるわけです。

そういった方向に動いているサイバースペースですけども、デジタルコンテンツ、デジタルネットワークですが、基本的にはインターネットをふつうに利用する場合には、著作権は一切意識する必要はありません。皆さん方がパソコンを使ったり、また命の次に大切なケータイも、インターネット接続端末ですけども、自分がサイトにアクセスをして、自分の気に入ったコンテンツを、アクセスコントロールがされていなければ、自由に、パソコン、ケータイの性能の許す範囲でコピーしても大丈夫というのが、現在の世の中であります。当然、そのサイト運営している側もアクセスしてもらおうと、うれしいな、ダウンロードしてくれてありがとうという話になりますから、実は黙示の許諾 (implied license) といいますけれども、法的には問題ないのです。

問題は、そのダウンロードしたデジタルコンテンツを改めてサイバースペースにアップロードするというときには、積極的に外の世界に向けて、公に著作物を利用するということになりますので、そのときに著作権が効いてくるということになります。

リンクを張るのは、世界中の人々に見てほしくて作成されたウェブページに近道をこしらえてあげるわけですから、著作権法上は問題がありません。それから、データベースの著作物ですね。著作物じゃなくて、単なる統計データとか何かを、たくさん集めて、一定の体系的な構成によってデータベースを作った、と言う場合には、実は‘データベースの著作物’ということで、一個一個の要素とは別の次元で、全体として著作物性が認められるということがあります。これは紙媒体では編集著作物というものがあるのですが、その電子版ということです。また、よく言われるんですが、業者が意地悪するようでもありますけれども、書誌データベースですね。書誌データを一定程度抜き出して、自分に便利な小さなデータベースを作ったら著作権侵害か、データベースの著作権侵害かということはよく言われますが、30個、40個書誌データを引き抜いても法的には問題ありません。もともと書誌事項だとか、統計数字、データに関しては、感情が表現されていませんから自由に使えます。ただ大量に抜き出して、もとのデータベースの存在が透かし見えちゃうという場合には、データベースの著作権の侵害ということになります。

6. 図書館とこの国の著作権制度

あと図書館の話をも10分ぐらいさせてください。

利用者が図書館でアクセスできる資料、情報資料はほとんどが著作物ですね。そのときに問題になってくるのは、図書館における複写サービスです。図書館の複写サービスの規定が31条の1項なんですけれども、要するに「一人に1部一部分」、利用者の求めに応じて図書館はコピーサービスができる、という規定です。これも実はおかしいところがあるんです。31条1項1号ですけれども、「公表された著作物の一部分と、発行後、相当期間を経過した定期刊行物」、バックナンバーでなければ一論文全体のコピーができないということでありますが、日本の大学図書館で最新の学術雑誌の論文を半分しかコピーさせない大学はきっとないと思います。いろいろ問題はある、現実の要求が強い部分は空文化してしまうという代表選手みたいなものです。この図書館の複写サービスの根拠規定ですが、複写サービスができる図書館の中に学校図書館が入っていないということがよく言われますが、現実問題としてはおかしいと思いませんか、詳しくは説明する余裕はありませんが、世界中で著作権法上、初等中等教育と高等教育で区別をしているところは日本以外にはないと思います。本質的に教育は同じです。学校図書館も学校の一部ですから、公表された著作物の教育的利用の大方は35条でカバーできると考えています。

図書館で取り扱うのは、基本的には公表された著作物です。公表、刊行された著作物を図書館は受入れ、サービスを提供します。図書館での複写サービスも公表された著作物を対象としています。未公表著作物に関しては図書館で個別に処理が必要になります。変な話をしましょうか。実は、博士論文は、学位規則9条によって公表された著作物とみなしますので、図書館で、博士論文の半分まで複写サービスで対応することが可能ですが、修士論文は同じ部数を同じようにばら撒いていても未公表著作物と見られますので、本人の許諾を得ないと複写サービスの対象とできない建前になっています。図書館が修士論文を製本し、所蔵する場合には、図書館はあらかじめ閲覧と複写サービスの対象とすることを当該院生との間で処理しておくことが望めます。図書館の複写サービス、あるいは障害者サービスでは、公表された著作物が前提ということになっています。その公表概念というのは著作権法の4条に書かれている通りでありまして、発行もしくは公に向けて利用された途端に公表されたということになります。著作権法31条の2項、国会図書館のデジタルアーカイビングについては冒頭で触れましたので飛ばします。

先程も述べましたように、著作権法31条1項は図書館の複写サービスの規定です。著作権法31条1項1号は、「一人に1部、一部分」の複写サービスを認めていると述べました。そうすると、俳句は短くても著作物ということになっています、全体で5・7・5ですから、17文字、9文字あると半分を超えてアウトということになりそうです。しかし、常識的に考えて、9文字だけコピーして、後の8文字はマスクするということは

たぶんやらないと思います。それについては、「写り込み」と見なして大丈夫にしようというガイドラインがあります（「複製物の写り込みに関するガイドライン」）。また、図書館間相互協力 ILL で借りたものについては、図書館での複写サービスというものは著作権法の解釈として、自館所蔵の資料に限る、というのがあるんですが、他館から借りたものは、自館所蔵のものじゃないので、31条の1項が使えないとこれまで理解してきた人が多くって、一旦その ILL で借りた資料について、『どの資料の何ページから何ページってメモしてから一旦所蔵館に返して、改めて複写依頼を掛ける、というのが正しいんだ』と著作権法の解釈書には書かれていたんですけども。そんな馬鹿なことしなくても今ではガイドラインによって OK とされているということになります。

「馬鹿げてるなー」と思うのは、同志社大学のように立派な大学はいいんですけども、地方の蔵書の少ない大学の学生は、同じように勉強したいなと思って憲法14条によって、憲法上保障されている、平等の権利っていうものが生かされないということが教育の現場にあっていいのかとか考えることがあります。規模の大きい図書館は常に小さな図書館をバックアップしなければいけないと考えます。そのような仕組みがガイドラインによって定まっています（「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」）。

次に著作権法38条1項ですけども、非営利無償の演奏会、ビデオ鑑賞会なんかは権利者の許諾を得ることなく自由に実施して OK ですよということです。よく業者が、上映権つきのビデオとかって言いますが、あれは著作権法的には嫌がらせでありまして、著作権上は貸出しはできませんが、自由に図書館の利用者のために演奏会、上映会はできるということです。

あと、映画の著作物を除く一般的な図書館の資料の貸出しの根拠規定が、38条4項です。非営利無償の場合には動画が入っている映画の著作物を除いて、その著作権者に許諾を得ることなく自由に図書館は利用者に資料を貸出すことができるというのは38条4項が根拠規定になります。

著作権法38条の5項というのは映画の著作物の取扱いに関する規定です。映画の著作物はさっき申し上げましたように、非営利無償の上映は自由にできるんですが、別に図書館に限らず、子ども会でも、教育委員会等のイベントなどでも、非営利無償であれば自由に上映会ができるんですけども、貸出すと言ったときには、この38条5項が効いてきます。相当な額の補償金を権利者に支払わなきゃいけないんです。相当な額の補償金、教育的な資料に関しては、2倍、エンターテインメントに関しては3倍というのが相場だそうであります。

しかし、実際のところどうなっているのかというと、補償金処理はしていません。著

著作権法上ビデオの貸出し等ができるのは、館種に関して言うと公共図書館に限られるんです。これが、社団法人映像ソフト協会の HP ですが、ここに補償金処理に見合った形だという趣旨が示されています。法学部の学生だとお分かりだと思いますが、附合契約のような形で処理しているということになるんです。

だから、実務的には、個々の図書館が、ビデオの貸出しをする場合には補償金処理をしているわけではありません。ビデオを図書館に提供納入する業者の団体とのあいだで、今言ったような補償金処理見合いの手続きで対応しているということなんです。ただ、公共図書館だけではなくて、大学図書館、学校図書館のように著作権法がビデオの貸出しを予定していない、図書館の館種につきましても、この補償金処理のシールが貼ったものを業者から購入すれば、著作権法が予定していないところで貸出しサービスが可能になる。同志社大学の図書館でビデオを貸出しているというのはそういう仕組みを利用しているということになります。

障がい者サービスと著作権の関わりについても触れておきたいと思います。著作権法 37条には視覚障がい者『等』とあります。実は今回の法改正でもって、視覚障がい者等、後で見ますが、37条の2には聴覚障がい者等ともありますが、実はこの『等』が結構意味深でありまして、ディスレクシアとか、発達障害、知的障害など、目や耳以外の障害を持つ方たちも含まれている、ということなんです。

点訳は何処の誰が権利者の許諾なく行っても法的に可能であります、公表された著作物とあり、公表された著作物に関しては点訳は図書館に限らずボランティアでも誰がやっても、営利企業がやってもかまわないのです。点字に関しては、図書館に限らず、点字デジタル化された点訳データというものも自由に製作して流通させることができます。著作権者の意向に関係なく自由に行えるということなんです。

録音図書については、今回の法改正で、公共図書館あるいは学校図書館等も、視覚障がい者等のために、貸出しに供するものを複製することが許されました。これもまた今回の法改正の大きなところなんです。聴覚障がい者に限らず、それ以外の障害を持つ方たちに対しても、聴覚障がい者の為にこしらえた、いわゆる字幕スーパー、あるいは手話ですけれども、手話の映像が隅っこに入っている映像などの、製作、利用が今回の法改正で緩和されました。公共図書館も字幕スーパー付きのビデオとか、あるいは、そういったものをですね、製作をして各種の障害をもつ方たちに貸出すことができます。

前後しますが、確認しておきたいのは、実は視覚障害のところですね、拡大絵本とかさわる絵本とか、そういうものは、従来は、同一性保持権の侵害とか色々なこと言われていたんですけれども、今回の法改正で、図書館がこれまでやりたいと思っていた、

著作権が邪魔をしてといわれていたようなものは、ほとんどこれで、解消する仕組みになりました。

雑駁な話となりましたが、著作権制度のアウトラインと、最近の動き、特に図書館に関わるところ、デジタル化対応と、障害者サービスについての図書館の積極的な関与が可能になったということをお話ししました。ありがとうございました。質問があればお受けいたします。

【講演内容終了】

7. 質疑応答

中村先生：ありがとうございました。私がお時間を伝え間違えたのか、ご準備いただいたよりも短い時間でまとめていただいたのですが、皆さん、学生さんの中には著作権の話が今日初めて聞いたとか、そういう方も多分おられるとも思われ、難しかった部分もあるのかなと思うんですが、いかがでしょうか？質疑応答に移りたいと思います。積極的に分からなかったところを聞いて頂くのも結構です。挙手の上ご発言ください。

学生：ありがとうございます。文学部の国文学科の4回生の竹野と申します。

主に聞きたいところが1点ありまして、あと、ちょっとどうでもいいことをひとつだけ聞きたいんです。1個は最初のほうでグーグルブックスの話のときに、図書館でデジタル化したものを提供するということと従来の流通経路と衝突するという話があったんですけど、それは日本だけなんですか？

電子化とかが多分前から結構進んでるアメリカとかでは日本よりもデジタル化が相当進んでると思うので、その衝突とかに関して、そこのところをよかったら詳しく聞かせてください。

山本先生：分かりました。実はアメリカでも訴訟になったことをご承知の通り、衝突があるのは、この出版社側、アメリカの場合は著作者というより出版社が著作権を持っている、著作権が移転している場合が多いんですが、このグーグルブックスがスキャンニングをして、利用者に提供するといった場合、出版社側が保有してる著作権で待ったをかけるというのは日本と同じ構造ですね。ただ、グーグルの側からするとこのスキャンニングが、日本ですぐに何かそのスキャンする、複製する、著作権が問題になるというところが、アメリカとは違っています。実は、図書館で所蔵されている資料のスキャンニング

は、グーグルの言い分としては、フェアユース、公正使用に該当するという主張を、グーグルが展開している、公共的公益的な目的のためにデジタル複製をしているんだ、という抗弁をし、ここのスキヤニングはアメリカの場合には適法だと言い募れる余地があります。そこが、日本とアメリカとの法状況の違いです。だから、グーグルが図書館所蔵資料の画像を Web 上で提供するところで、出版社が得べかりし利益を損なうということで、クラスアクション、集団訴訟を提起するという事になったのです。

学生：ありがとうございます。後、フランスなんかでは建築と美術のが一緒っていうので凄いい気になったんですけど、フランスでは建物撮ったらだめなんですか？（笑）

山本先生：よくご存知ですね。エッフェル塔を写真でとるときには、著作権侵害で騒がれているのは御承知ですよ。笑）フランスの場合には、建築の著作物は美術の著作物の中に入っています。日本の場合には実用的な建物ということで美術の著作物とは別に建築の著作物というメニューを用意しています。一方、美術の著作物というのは別に実用がありません。建築物は我々の居住のためにというのが前提ですよ。余計な話をすると、建築の著作物は、建物だけか。そうではなくて、皆さんデートに行くでしょう。デートスポットには、長大橋ですね、橋、アクアラインとかレインボーブリッジとかっていうやつですね。あぁいった審美性を備えた長大橋は、実は建築の著作物にあたります。あと京都の場合には庭園がある、庭園、あれも実は建築の著作物ということになって、いわゆる日常生活で、建物、建築物と言うよりも、著作権法上の著作物というのはかなり広がっています。

そうそう、プレハブ住宅のような、あるいはどこにでも建っているありふれた建物は、建築の著作物にはあたらないんです。芸術性、審美性を備えた建築物だけが、建築の著作物なんです。著作物というのは基本的にはイメージなんですよ。建物のイメージを実現したのが建物でありますから、実は、建物自体は建築の著作物の複製物に当たります。美術の著作物ですと、勝手に写真に撮ったりですね、著作権のある著作物、美術の作品、絵に対して模写をした場合には、実は著作権、複製権侵害になるんです。ところが、建築の著作物（の複製）である建物を撮ってもそれだけでは著作権侵害にはなりません。要するに日本の場合には、美術の著作物と建物の著作物の二つを分けているのですが、フランスは一体ですよという話ですね。

ひとつ余計なことを言うと、建築学科の大学の中での位置付けを思い浮かべてもらうと、工学部の中にあるところと、東京芸大のように美術学部の中にあるところと2つあって、それが建築というものの見方に繋がってきているんだろうと思います。一方では美術、一方では建築、実用的なエンジニアリング（工学）になっています。

中村先生：他に何か質問ありますか？

学生：ありがとうございました。文学部国文学科4回生の、川上沙樹と申します。

質問なんですけど。さきほど、複写サービスのことで、そこで疑問に思ったんですけども、私自身大学図書館はじめ公共図書館を含めていろんな図書館を使うんですけども、どこの図書館でもどこも複写サービスに関わる手続きや関係書類とかは一つとして同じところがないんですね。でそのときの手続きの違い、図書館によって手続きが違う、処理も違うってということは、著作権の問題で何か問題があることなんでしょうか？

山本先生：具体的にはどういうことなんでしょう？

学生：たとえば同志社大学の図書館だったら、複写サービスを受けようとする図書等の書名と著者の人の名前を書いて、

山本先生：カードを出してということですか。

学生：それからカードを箱の中に入れて、置く。このときにコピーする人の名前を書かなくても大丈夫なんですけれども、私の行っているところでは、公共図書館の中にはコピーする人の名前や住所、電話番号なども記入しないと複写させてもらえない。手続きの違いがあるんです。その違いはどうしてなんですか。

山本先生：あるいは資料名や氏名等を全く書かなくて、利用者がコインを入れてコピーしても良いついていう図書館もありますよね。その違い何処にあるかって話ですね。なんでだと思う？

学生：ふふふ

山本先生：こうしなければいけないという規則みたいなものあると思いますか？

結局のところをいうと、図書館は余計な仕事と責任は負いたくないわけね。図書館の方たちには何割か余計な仕事と責任を負いたくない人たちがいるわけでしょうね。余計なことしたくないし、余計な責任も負いたくない。だから、いちいち書式を用意しておいて、利用者自身にどの本の何ページから何ページまでコピーをしましたというふうに書かせる、雑誌の何巻何号何ページというのを書かせる。どうしてこんなことをするかというと、実はちゃんと理由があって。それは図書館法の31条1項の複写サービスは、『図

『図書館の管理のもとに複写サービスをする』ということになっているんです。だから図書館が「利用者に勝手にコピーさせているんじゃないんですよ。図書館の支配の及ぶところで利用者が複写しているんです」というために、そこをきちんと押さえなきゃいけないということになって、著作権制度に敏感な図書館はそういう書式を用意しているということになるんです。それから、組織的複製というのがあって、これ一部の利用者がよくやるそうですが、図書館は「一人1部、一部分」の複写サービスが認められていますから、半分まで、今日半分コピーをとって、明日残り半分コピーをとるという場合には、実はシステマティックなコピーということで著作権侵害ということになるんですね。そういったことをチェックするためにも、そのチェックをするのは誰に課されているかという図書館に課せられているという建前になっているんです。利用者がどのような複写サービスを受けたかというのを図書館側は押さえておかなければいけない。

そのための手続きということですよ。じゃあもう一つついでに言っておくと、アメリカはじゃあどうなのか？アメリカで日本の図書館と同じことをやってると思います？

学生：書式があって…書いてると思う。

山本先生：書いてる？書いてると思う？違うんです。アメリカは利用者がプリペイドカードで自らコピーをするところが多いんです。大きな図書館では、どうしているかという、複写機の前に貼り紙があるだけ。『図書館の資料を、自分の責任でコピーしてくださいね。プリペイドカードで。しかし著作権侵害行為があったらあんたが悪いんですよ』ということで、利用者の責任でコピーをしている。日本はこの著作権問題に拘わらず、施設、管理主体にすべての責任を負わせるという仕組みになっている。だから著作権制度、図書館でもそう。コピーサービスというときに、片方は個人主義的なアメリカと、日本のように何かあったら図書館に責任をとらせようという文化の違いがそこにあらわれているということです。アメリカは一枚紙が貼ってあるだけ！はい。

学生：分かりました。ありがとうございます。

山本先生：そうそう、紙が貼られているのですが、それはアメリカの連邦著作権制度の下位法令にしたがって貼ることとされている文章が決まっているんですけどね。

中村先生：ほかにいかがでしょうか？ご質問とか、意見とか。大丈夫ですか？まだ、あと5分くらいは時間があると思うんですけども、いかがでしょうか？

あの、ベルヌ条約っていうのは、新しくなるっていうことはあり得るんですか？ベル

又条約の改正なんです、だってこれだけ Kindle とか出てきている科学技術が進歩する状況の中で、根本から国際的に議論がされていくっていう可能性はどうなんでしょうか？

山本先生：いい質問ですよ、さすが中村先生ですね。実は近年はベルヌ条約は全く動かないんです。何でだと思っう？

皆さん方が何か物事を決めるときに、どうやって決めます。多数決で決める？それとも満場一致、雰囲気を見て皆反対なしというところで決めます？どっちで決める？

実は、ベルヌ条約は満場一致型なんです。だから加盟国、164ある加盟国全部が賛成しないと改正できない。ところが今のどうかな、時々テレビで出てくるアウンサン・スーチーさんが軟禁されているミャンマーっていったことあります？あそこ面白いんですよ。あそこに、市中にインターネットにつながっている端末、公式に何台あると思います？無いんですよ。昔はねバンコク経由でインターネット接続ができたのですが、軍事政権は世界の動きを国民に伝えたくないの、国民はインターネットに入れない。

何が言いたいかというと、先進諸国はインターネットを自由に使えますし、スーパーコピー社会の利益を享受することができますが、発展途上国、世界最貧国は全く違う、ということは著作物利用について南北問題があるわけですから、絶対にまとまらない。それで、だけどおかしいじゃないか、なんかそのインターネット条約という言葉も見たしという学生さんがいられると思います。というのは、ベルヌ条約の第20条というのがあります。実はベルヌ条約の中で特定の加盟国がいくつか集まって特別の取り決めをすることができるという規定があります。実は、先進諸国だけが集まって、インターネットに対応する著作権制度をつくらうということになったんです。日本を含む先進諸国がインターネット条約をこしらえたわけです。これは実は先進国だけが集まってこしらえた。ベルヌ条約を基盤にしなが、ベルヌ条約は満場一致ですからこれは変えられない。その中で、ベルヌ条約加盟国の特定の国々が集まって、先進国が集まって、「これでいこうね」としたものが、一定数の国々が賛成すると国際条約として発効するという仕組みになっている。だからこれからも国際的に著作権制度を部分的に修正しようとするれば、恐らく今言ったそのベルヌ条約20条を使ってハリウッドの映画産業など、一部の利害に仕える人たちが決めたものが、国際条約として決まってしまう。

ベルヌ条約だけではなくもっと大きいのは、アメリカの貿易収支、国際収支を大きく黒字にしているのは何かと言うと、ひとつはハリウッド、もうひとつはソフトウェアですよ。これは実は、立派なアメリカの輸出商品ですよ。どういうことかと言うと、WTO 設置条約だとか、国際的な貿易に関する条約が実は、著作権だけではなくて、知的財産権を、世界中に強制する仕組みになっているんですね。だから本来、著作権条約はベルヌ条約だけではなくて、TRTPs 協定だとか、そういった国際経済的な諸条約が

実は支えているという仕組みがあります。

中村先生：ありがとうございました。ほかに皆さんから質問、コメントはいかがでしょうか？大丈夫ですか？

先生もそろそろお疲れでしょうか？

山本先生：いえいえ大丈夫ですよ。

中村先生：私は夜になってきたので疲れてきました。宇治郷先生、いかがでしょうか。もう、最後に、はい。

宇治郷先生：あのインターネット上での情報の引用というのがありましたけれど、利用する分量によってとかいう話と、それとあの引用したものを結構自分の文章のような形に整えて、利用しているケースが多く、盗作なんじゃないかと思うんですけど、そこはどういう具合で違法と適法を切り分けられるんですか？

山本先生：こういうことだと思うんです。実は、著作権法の大きな仕組み自体は、アナログ時代からデジタル時代が変わっても変わっていません。だから、皆さんがレポートを書いたり、論文を書いたりするときに、これまでは、本とか雑誌を見ながら手で書き写していたのですが、最近は Wikipedia をはじめとして、ネット上の適当な Web ページにあたり、ここ良いなということでコピペをする。このコピペが悪の元凶のように言われるのは、引用のマナーにのっとっていないからなんですね。だから、その従来の紙ベースでやってきたように、「ここからは引用ですよ、どこかのホームページの。で、誰が書いたの？場所は？ URL は？」というような形で、さっきお話ししました、明瞭区分性、ここは引用しているということが誰が見てもわかる。それから主従の関係を満たし、このコピーをしてしっかりと私は考えた！ということが見事にわかる、立派な論文、創意工夫がそこにみられる個性的な思考が出ているというような場合には OK ですし、あと公正な引用の慣行に従っていること、URL を記すだけでなく、論文作法のルールでは『アクセスした年月日を書け』、と書かれているのをご承知だと思います。あれはこれまでの紙ベースの引用をなぞる形で同じように引用した場合にはデジタルコンテンツも使ってもいいですよということです。皆さん方もこれからお好みの HP にアクセスをして、著作権法で認められた引用の範囲内で第三者の著作物を利用させていただく限りはなんら問題がないということになります。間違ってもあちらこちらからコピーしたものを全部並べて貼りつけ、替え歌メドレーのようにばーっと貼り付ける、これはア

ウトです。

嘉門達夫さんのカラオケの替え歌メドレー。あれ全部著作権処理されているって知っています？あれ実は本人が使いたかったんですが、許諾が得られなくて入ってないのがたくさんあるんだそうです。だから、ネット上で切り貼りでつないで作製したものは、当然著作権侵害です。だけど論文と同じように部品として使う限りは、紙ベースの著作物であれデジタルコンテンツであれ、変わるところはないということになります。いいですかね？

宇治郷先生：はい、どうもありがとうございました。

中村先生：みなさん方はいかがでしょう。なにかせっかくの機会だと私は思うんです。じゃあ最後に。はい。よかった最後に男子からも一人ぐらいは質問が出て（笑）。

学生：本日は貴重な講演ありがとうございました。経済学部経済学科4回生です。

著作権について、日本では9つの種類があると聞きました、講義の中でおっしゃられたのですが、基本的には文芸・芸術関係が多くて、9つ目のプログラムの著作物というのが、科学的なものと思ったんですけど。例えば、ビジネスモデルなんかってというのは著作権になるんですか？例えばインターネット上で、例えばある SNS (Social Networking Service) がゲームを通して利用者からお金を徴収するといった場合、そういうビジネスモデルは著作権として扱われるのですか？よろしくお願いします。

山本先生：ビジネスモデルはひとつのアイデアですので、例えばアマゾンのショッピングカートなどがありましたよね、あのようなものは実は一時期は、ビジネスモデル特許ということで、かなりの数の特許権が認められました。だから、ビジネスモデルは、ひとつのビジネスの仕組みというものをこしらえたということになりますので、表現を保護するのではなくてアイデアを保護するということになり、特許制度になじむ部分があります。しかし、表現物としては保護するということはないんです。一つ言っておくと、アイデアを保護する仕組みの特許権とか実用新案権という場合には、たまたま違った人が違った場所で、違った社会的文脈で、同一の発明をした場合には、実はどちらが先に発明をしたのか、どちらが先に出願したのかによって、権利は一個に決まってしまうんですね。だから、すでに発明などを使って製品を作っていたという場合には、先使用权ということでそれ以後もその発明技術を利用できる余地はあるんですが、基本的には特定のアイデアに関する権利については一個しか知的財産権は成立しない。

ところが著作物の場合には、カラオケで唄ったことがありませんか、「ワン・レイニー・

ナイト・イン・トーキョー」という唄しりませんか？いい曲ですんですよ。今日カラオケに行ったら唄ってくださいね。(笑) あれ実は、よく似た曲があるんですよ。それで裁判にもなったんですけども、その判決で言われているのは、「偶然一致」っていうんですけども。たまたま違った場所で、違った人が、同一の、もしくは極似、類似の表現物、著作物をこしらえたという場合には実は両方とも法的に保護するという仕組みになっています。これはなぜかという表現を保護するということから出てきているんですね。特定個人の人格の投影物ということでもありますから、発明のように設備を使って何か製品・商品を作ったりするわけではありませんので、違うというわけです。

先程の質問の冒頭で、9種類ある中で一つだけ違う、プログラムの著作物と言われましてけれども、1985年の著作権法改正で加えられたのですが。実はプログラムの著作物は著作権制度の中では鬼っ子なんです。実は日本とカナダは、当初、プログラムの著作物は著作権制度で保護しようとはしませんでした。だから学生によく言うのですが、映画を見て、泣く学生いますよね。あるいは小説読んで、悲しくなる人がいますよね。よく「鬼の目にも涙」とかっていうんですけども、ところがプログラムの著作物、あのダンプリスト見て泣く人いますか？(笑) あれ違うんですよ。だからその9つの著作物の種類をあげましたが、8つまでは実は著作者の感動とか感じたものを伝える、人が人に伝えるものですよ。ところが、プログラムの著作物は実はマシンに伝えるものなんです。要するに機能というかな、機能性商品と言いますか、機械の部品みたいな性質を持つ。だけどコンピュータ言語、高級言語というもので書かれているので言語の著作物類似ということで著作権法の中に入った。だから全くその出自が違うのがプログラムの著作物。結果的にはアメリカが横車を押しヨーロッパ等の先進諸国等が追随したという印象をもっているのですが、アメリカなどが強力に著作権制度によってコンピュータプログラムを法的に保護しようとした理由はというと、知的財産権の中でも著作権が一番強力なんです。特許権は出願後20年しか存続期間がない。製薬などでプレミアが付いても25年。ところがミッキーマウスと一緒になんです、著作権はアメリカでは。公表後、90年とかね、法人著作の場合ね、アメリカの場合。権利の存続期間がめったやたら長くて、強力に保護できる。だからアメリカがソフトウェアで、国際収支を改善して、税収を上げて、財政を良くしようと言うときには、実はプログラムの優位性を守るときには、著作権がもっとも適切だったんですね。だから議会図書館、アメリカの議会図書館と著作権局が、法ができる前から実はプログラムを著作物として登録をしていたと言われていんですよ。だから9つ目はまったく違って当たり前でありますし、だからプログラム特有のバックアップとかですね、様々な全く他の著作物では考えられないような著作権制限の仕組みができてい、ということですね。著作物の種類は、8プラス(+)1だと思ってもらえればいいと思います。

学生：ありがとうございました。

中村先生：はい。ではお時間もきておりますので、これで講演会は終わります。学生さんたちの中でもし個人的に山本先生のファンになったとか、何か伝えたいことがあれば、終わった後、だーっと前の方に行って先生に話しかけてみて下さい。

山本先生：はい、質問があれば、逃げません。また、何かあればここにメールアドレス (june01@andrew.ac.jp) が示されていますから、こちらの方にメールを飛ばしてください。三日ぐらいあれば多分お返事ができるだろうと思います。遠慮なく、今日の話に限らず、著作権制度に関してご質問があればメールをして下さい。

中村先生：いつものように夕方まで通常の授業があり、さらにこの講演がありましたので、今日は長い一日になったのではないかと思います。ありがとうございました。

(拍手)

山本先生：失礼しました。

(やまもと じゅんいち。桃山学院大学経営学部教授)

